

令和 3 年度税制改正大綱が令和 2 年 12 月 21 日に閣議決定されました。今回はその中から法人課税における改正のうち主要なものの概要をいくつかご紹介させていただきます。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 354 回

明けましておめでとうございます。今年がどんな年になるか、どう対処すればいいのか考えれば考えるほど難しく、悩み多い問題ですね。

ところで今年の業界の動き予想を少し下記に記しますので参考にしてください。

- ① コンピューター業界：過去最高だった国内のパソコン市場（テレワークのおかげ）が暗転。テレワーク特需の後退で出荷大幅減（×）。
- ② エネルギー：2050年脱炭素化へ、再生エネが加速する。特に洋上風力発電事業が拡大される（○）。太陽光エネルギーも。
- ③ 飲料・食品：外出自粛ムードの影響は続く。家庭向け需要がさらに膨らむ。酒税法改正でビール回帰（△）。
- ④ スーパー：巣ごもり需要の着実な取り込みが課題。ネットスーパーのうまい運用が必要（×）。
- ⑤ コンビニ等：テレワーク拡大とイベント減少で苦境続く（×）。
- ⑥ 建設：地方のゼネコン等は中長期的に国内需要が減少する。ただ都市部（名古屋の一部）は大規模開発が下支えとなる（○）。
- ⑦ 住宅・不動産：有事の日本買いで投資マネーが集まる傾向にあるが、需給面ではオフィスや商業施設の活用は見直しを迫られる（△）。

さあ、いかがでしょうか。皆様の業界が今年どう動くか、どう展開されるかじっくり情勢を見きわめて一歩を踏み出してください。

それでは少し経営戦略について考えてみましょう。

- ① 貴社のあるべき姿（目的・存在価値）は明確になっていますか。
- ② そのあるべき姿（目的）を達成するためのアクションプランはたてられていますか。
- ③ そのアクションを実行する努力はされていますか。

この経営戦略がしっかりたてられ実行されれば、個人／小企業でも大企業と互角に戦うことが可能な時代が「今」です。さあ、ピンチをチャンスに変えましょう！！

前田の《今人生を語る》第 259 回

めざめよ日本人 (181)

「失敗に学ばない日本」の体質の 3 つの要因は何か

- ① 腹のすり合わせ、根回しなどで物事を決めていく
- ② 官僚が隠然と権力を握るシステムである
- ③ 官僚が「審議会」という隠れみのもを持つ（最近の話題です）
- ④ 失敗にふたをする無責任システムが根付いている

どうですか。まさに最近の騒動に表れていますね。日本人の依頼心、無責任体質を何とかしなければと思うのですが。

1. 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業における所得拡大促進税制について、その適用期限の 2 年間の延長がなされた上で、給与等支給額の増加割合の判定を継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 1.5%以上であることとの要件から雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が 1.5%以上であることとの要件に見直されます。

2. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する一定の中小企業者のうち同法の改正法の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限り）の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の購入による取得をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が 10 億円を超える場合を除きます。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の 70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入ができることとされます。この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過した日を含む事業年度から 5 年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入されます。

3. 株式対価 M&A を促進するための措置の創設

法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとされます。ただし、対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が 80%以上である場合に限り、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べることとなります。

なお、この措置の適用を受けた場合には株式交付親会社の確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加えるとともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することが必要となります。